

(印)

委任状

下記の者を私の代理人として選任し、下記の事項を委任します。

記

尾道市監査委員に対する地方自治法第242条に基づく住民監査請求手続に関する一切の事項

代理人 住所 〒730-0013

広島市中区八丁堀5番22号 メゾン京口門202号

法律事務所八丁堀法律センター

TEL082-227-6501 FAX082-211-2822

氏名 弁護士 山 田 延 廣 (広島弁護士会所属)

同 所

氏名 弁護士 工 藤 勇 行 (広島弁護士会所属)

年 月 日

尾道市監査委員様

請求人 住 所

氏 名

(印)

見本

(印)

委任状

下記の者を私の代理人として選任し、下記の事項を委任します。

記

尾道市監査委員に対する地方自治法第242条に基づく住民監査請求手続に関する一切の事項

代理人 住所 〒730-0013

広島市中区八丁堀5番22号 メゾン京口門202号

法律事務所八丁堀法律センター

TEL082-227-6501 FAX082-211-2822

氏名 弁護士 山 田 延 廣 (広島弁護士会所属)

同 所

氏名 弁護士 王 藤 勇 行 (広島弁護士会所属)

年 月 日

日付は空欄です。

尾道市監査委員 様

請求人 住 所

広島県尾道市東尾道14-20

氏 名

尾道花子

(印)

尾道市に住民票がある方のみ
住所は住民票と同じを書いてください
広島県尾道市〇〇と書いてください。
印鑑は認印で二カ所です。
日付欄は書かないでください

訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所 〒 一

委任者

印

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

住 所 〒 730-0013
広島市中区八丁堀5番22号 メゾン京口門202号
法律事務所八丁堀法律センター
TEL082-227-6501 FAX082-211-2822
弁護士 山 田 延 廣 (広島弁護士会所属)
弁護士 工 藤 勇 行 (広島弁護士会所属)

第1

- 1 事件 公金支出差止請求事件
2 相手方 尾道市長
3 裁判所 広島地方裁判所
4 事件の表示

第2 委任事項

- 1 上記第1記載の事件について、訴訟若しくは手続代理人としてする一切の件
- 2 訴え若しくは申立ての取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾
- 3 反訴の提起、訴訟参加若しくは訴訟引受による脱退
- 4 控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ
- 5 審判又は終結決定に対する異議申立て、抗告若しくは許可抗告の申立て
- 6 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ
- 7 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意
- 8 弁済金物の受領、保管金納入及び受領
- 9 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 10 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 11 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 12 復代理人選任

見本

訴訟委任状

日付は空欄です。

年 月 日

住 所 〒 722 - 0051

広島県尾道市東尾道 14-20

委任者 尾道花子

印

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

住 所 〒 730-0013

広島市中区八丁堀 5 番 22 号 メゾン京口門 202 号

法律事務所八丁堀法律センター

TEL 082-227-6501 FAX 082-211-2822

弁護士 山田 延廣 (広島弁護士会所属)

弁護士 工藤 勇行 (広島弁護士会所属)

第 1

1 事件 公金支出差止請求事件

2 相手方 尾道市長

3 裁判所 広島地方裁判所

4 事件の表示

印

第 2 委任事項

- 1 上記第 1 記載の事件について、訴訟若しくは手続代理人としてする一切の件
- 2 訴え若しくは申立ての取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾
- 3 反訴の提起、訴訟参加若しくは訴訟引受による脱退
- 4 控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ
- 5 審判又は終結決定に対する異議申立て、抗告若しくは許可抗告の申立て
- 6 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ
- 7 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意
- 8 弁済金物の受領、保管金納入及び受領
- 9 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 10 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 11 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 12 復代理人選任

尾道市に住民票がある方のみ
住所は住民票と同じを書いてください
広島県尾道市〇〇と書いてください。
印鑑は認印で二カ所です。
日付欄は書かないでください